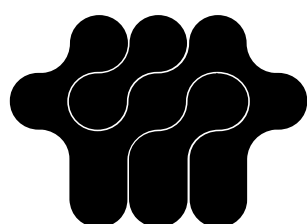


屋外撮影利用規則

(2023年2月～)

臨港パーク関連施設指定管理者（臨港パーク・国際交流ゾーン・ふかりさん橋）
パシフィコ横浜ノース運営事業者（パシフィコ横浜ノース屋外周辺）



パシフィコ横浜
PACIFICO YOKOHAMA

1. 基本条件

臨港パーク・国際交流ゾーン・ぷかりさん橋（以下、まとめて「臨港パーク関連施設」といいます。）は、パシフィコ横浜が横浜市指定管理者として管理する港湾施設です。

パシフィコ横浜ノース屋外周辺（以下、「臨港パーク関連施設」と併せて、「施設」といいます。）は、パシフィコ横浜が横浜市から公共施設等運営権を設定され、管理する施設です。

利用者は、施設を訪れる一般来場者、隣接施設及び隣接施設を訪れる来場者等の妨げにならず、施設の管理及び周辺環境の維持に支障がないよう、パシフィコ横浜（以下、「管理者」といいます。）と調整した上で撮影利用をしてください。

利用者は、原則として法人格を有する団体といたします。

利用者が「実行委員会」等、「委員会」名義の場合においては、「委員会」自体が法人格を有するか、又は、その代表者が原則として法人格を有する団体であることが必要です。また、「委員会」名義で、その代表者が個人の場合は、法人格を有する団体に所属していることが必要です。施設利用にあたり、管理者が求めた場合には、「委員会」の性格、規約の有無、構成員、代表者、支払責任者等を確認いたします。

利用者は、支払い能力を持つと管理者が認める団体であることが必要です。なお、法人格を有する団体の連帯保証をつけることを利用の条件にする場合があります。

2. 利用可能場所

- (1) 臨港パーク（南口広場、芝生広場、西、北、潮入りの池、水際線等）
- (2) 国際交流ゾーン（プラザ広場、国立大ホールテラス、ペDESTリアンデッキ、水際線、女神橋等）
- (3) ぷかりさん橋
- (4) パシフィコ横浜ノース屋外周辺（オーシャンパティオ等）

3. 利用可能時間

原則として、平日の9:00から17:00まで

【利用不可】

- (1) 土・日・祝日
- (2) 年末年始
- (3) イベント等の利用日
- (4) その他、管理者の定める日

4. 利用可否の判断基準

次の使用方法・内容のものは、許可いたしません。

- (1) 公序良俗に反したり、他の利用者に不快感を与える内容のもの。
※ 撮影の内容が公共の場としてふさわしくないもの（ヌード、過激なラブシーン等）
- (2) 危険な行為を伴う内容のもの。
※ 海に飛び込むシーンや火薬を用いて爆破シーンを撮影するもの等
- (3) 横浜港のイメージを著しく損なう内容であるもの。
※ 密輸や麻薬取引の描写がある内容の撮影等
- (4) 大がかりなセット等を設置し、一般来場者の自由利用が大幅に制限され、歩行者導線となる避難経路が確保できないようなもの。（封鎖、通行規制等）
- (5) 火薬類、火気を大量に用いるもの。
- (6) 樹木、園路等の施設を損壊する恐れのあるもの。
- (7) 施設利用について著しく誤解を招く恐れのあるもの。（バイクや自転車、スケートボード等での走行、犬の放し飼い場面等）
※ ドローン撮影は、臨港パークを発着場所とした海上飛行に限ります。施設内の飛行はできません。
- (8) 芝生への重量物の設置、車両の乗り入れ等を行うもの。
- (9) 大量の水を使用するもの。
- (10) その他、施設の管理上支障となるもの。

5. 利用の流れ

空き状況お問い合わせ

空き状況お問い合わせの受付締切日は、原則として利用希望日の2週間前といたします。

施設の空き状況は、本利用規則に同意の上、原則として当社ホームページの「空き状況お問い合わせ（指定フォーム）」より、お問い合わせください。

お問い合わせの際は、利用施設、利用希望日（第2希望まで）を特定した上でお問い合わせください。管理者は特定された日程（第2希望まで）の空き状況に関してのみ回答いたします。

なお、利用者名の開示がないとき、お電話でのお問い合わせのとき、日程は特定されていても第3希望以上の複数日程をお問い合わせいただいたとき、特定されていない幅広い期間のお問い合わせのとき（空き日を全て教えて欲しい等）のいずれかに該当する場合には、管理者は空き状況等を回答いたしません。

利用が初めての利用者又は管理者が求めた場合には、原則として、お問い合わせの段階で、利用者の会社概要、登記簿謄本、決算公告、収支計画書等を提出していただきます。前記資料を受領後、社内審査をいたします。空き状況等に関するご回答は社内審査後とさせていただきます。

申請書の提出

利用者には、利用希望日の1週間前までに、「屋外撮影申請書」を管理者に提出していただきます。撮影概要書を添付して、ご提出ください。

申請書が提出されるまでは、他の利用希望者により施設の空き状況が変動する可能性があります。

申請書提出日以降の変更・取消につきましては、取消料（キャンセル料）が発生いたします。

利用許可

利用者が提出した申請書を管理者が受理し、その内容が本利用規則に定める利用制限事項に該当しないと認めるときは、管理者は、「屋外撮影許可書」を利用者に発行いたします。許可書の発行により、施設利用が確定するものといたします。

料金の納入

管理者が使用料の請求書を発行いたしますので、利用者には、使用料を管理者に納入していただきます。使用料は、請求書記載期日までに、原則として管理者が別途指定する銀行口座に振り込むものといたします。

撮影日

中央防災センター（展示ホールB1F）にて指定腕章の交付を受け、利用中は常に携帯してください。

施設利用終了時は、利用施設を原状回復し、管理者の確認を受けてください。

事後精算

利用により発生した清掃・ゴミ処理費/警備費/水道・電気使用料/原状回復費（破損・汚損等）やその他の費用は、後日、管理者が請求書を発行いたします。利用者は、請求書記載期日までに、原則として管理者が別途指定する銀行口座に振り込むものといたします。

6. 使用料及び取消料

(1) 使用料

| 種別 | 単位 | 料金（税込） |
|-------------------|--------------------------|----------------------------|
| スチール撮影 （広告写真等） | 1日 | 30,000円 |
| ムービー撮影 （映画等） | 1時間 ※準備開始から退出までに要する時間 | 30,000円 ※別途、警備費用がかかります。 |

※ 臨港パーク・国際交流ゾーン・ぶかりさん橋・パシフィコ横浜ノース屋外周辺を同時に使用される場合は、それぞれの場所ごとに使用料がかかります。

(2) 駐車料

1台 1,500円（税込）

※ 駐車車両がある場合は、事前に管理者までお知らせください。

(3) 支払い

請求書記載期日までに、原則として管理者が別途指定する銀行口座に振り込むものといたします。

(4) 取消料（キャンセル料）と振替

- ① 申請書提出日後に利用者の都合により、利用日・利用施設等を変更するとき、又は予約・申請を取り消すときは、速やかに管理者にご連絡ください。
- ② 前項に定める予約・申請の取消及び変更の場合は、利用者には次の取消料（キャンセル料）を管理者にお支払いいただきます。

取消料（キャンセル料）

| 取消日 | 取消料（キャンセル料） |
|---------------------------------|-------------|
| 利用開始日の前営業日（土・日・祝日・年末年始を除く）15時まで | 使用料の50% |
| 利用開始日の前営業日（土・日・祝日・年末年始を除く）15時以降 | 使用料全額 |

- ③ 取消時期にかかわらず、利用者が発注した設備・備品・製作物・人件費・サービス等のために、管理者に既に発生した経費については、全額お支払いいただきます。
- ④ 利用者の都合により利用内容の著しい変更を行う場合は、許可された利用を取り消し、新たな申請手続き（再申請）が必要です。再申請による利用許可がされない場合は、利用者から利用内容の変更申出がされた日を基準として、取消料（キャンセル料）をお支払いいただきます。
- ⑤ 天候不順により撮影できない場合は、1回に限り他の日程へ振替いたします。振替をする場合は、利用開始日の前営業日（土・日・祝日・年末年始を除く）15時までにご連絡ください。他の日程に振り替えられない場合、又は振り替えた日程も天候不順により開催できない場合は、利用者から振替申出がされた日を基準として、取消料（キャンセル料）をお支払いいただきます。
- ⑥ 天災地変（火災、地震、風水害、落雷、公害、塩害等を含むがこれらに限られない）、戦争、暴動、内乱、テロ行為、ストライキ、その他の不可抗力（感染症の大規模流行等を含む）が生じた場合であっても、利用者の自主的な判断により撮影を中止したときは、取消料（キャンセル料）をお支払いいただきます。

7. 反社会的勢力の排除

- (1) 利用者は、申請書を提出するにあたり、利用者又はその委託先が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力団等、その他これらに準ずる者（以下、まとめて「暴力団員等」といいます。）には該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを保証するものとし、管理者は、利用者又はその委託先が、暴力団員等に該当する場合、又は次の各号のいずれかに該当する場合、利用者に対し何らの通知催告を要することなく、直ちに利用の許可を取り消します。
- ① 経営等が暴力団員等に支配されていると認められるとき。
 - ② 暴力団員等が利用者の経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ③ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、不当に暴力団員等を利用していると認められるとき。
 - ④ 暴力団員等に対して資金の提供又は便宜の供与等の関係が認められるとき。
 - ⑤ 暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - ⑥ 暴力団員等を管理施設に入場させ、又は入場させようとしたと認められるとき。
- (2) 管理者が前項の該当性を判断するために調査を要すると判断した場合、利用者は、その調査に協力し、これに必要とする資料を提出していただきます。
- (3) 管理者は、利用者又はその委託先が、次の各号に定める行為を行った場合又は第三者をして当該行為を行わせた場合、利用者に対し何らの通知催告を要することなく、直ちに利用の許可を取り消します。
- ① 暴力的な要求行為
 - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③ 取引に関して、脅迫的、粗野、乱暴な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - ④ 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて管理者の信用を毀損し、又は管理者の業務を妨害する行為
 - ⑤ その他前各号に準ずる行為

8. 利用の制限又は予約・許可の取消

次のいずれかに該当するとき、管理者は利用者に対し何らの通知催告を要することなく、利用許可を取り消すことができるものといたします。また、施設利用中であっても、施設利用の制限又は停止をさせることができるものといたします。利用許可の取消、施設利用の制限又は停止により、利用者及びその関係業者に損害が生じる場合があっても、管理者はその責任を負いません。

- (1) 上記4のいずれかに該当すると認められるとき。
- (2) 申請書に虚偽の記載があると認められるとき、又は許可した利用の目的・内容と異なる目的・内容で利用するとき。
- (3) 利用を許可された施設以外の場所で、作業又は撮影行為を行ったとき。
- (4) 施設の利用に関して、管理者が定める規則等を遵守しなかったとき。
- (5) 施設の利用に関して、法令に定める関係官公庁への届出を怠ったとき。
- (6) 所定の期日までに料金を納入していないとき。
- (7) 行政処分、営業停止処分、又は営業免許もしくは営業登録の取り消し処分等を受けたとき。
- (8) 利用者の経営状態が悪化し、施設の利用が著しく困難であると客観的に認められるとき。
- (9) 利用者が、暴力団員もしくは上記7(1)のいずれかに該当し、又は上記7(3)のいずれかに該当する行為をしたとき。

- (10) 天災地変（火災、地震、風水害、落雷、公害、塩害等を含むがこれらに限られない）、戦争、暴動、内乱、テロ行為、ストライキ、その他の不可抗力（感染症の大規模流行等については次号を参照）により施設等の利用ができなくなったとき、又はその復旧に要する工事等の施工もしくは点検等で施設の利用ができなくなったとき。
- (11) 感染症の大規模流行等により、国・神奈川県・横浜市等の行政機関から施設の使用の停止、又は催物の開催の停止等、法令等に基づく要請があり、管理者が施設の休業又は入場禁止を決めたとき。
- (12) その他、施設の管理・運営上、やむを得ない事由が発生したとき。

9. 利用者の責任と賠償

利用者には、次の事項を遵守していただきます。

- (1) 許可された内容に従って誠実に撮影を行うこと。
- (2) 管理者と撮影の詳細について打ち合わせをすること。
- (3) 管理者が必要に応じ随時連絡が取れるよう、連絡先を明らかにしておくこと。
- (4) 施設利用中（準備・撤去期間を含む）に発生した事故については、利用者自身のみならず、関係業者にかかわる事故についても、全て利用者が責任を負うこと。
- (5) 利用者もしくはその関係業者、又は利用者の撮影に起因して損害が発生した場合には、利用者その損害を賠償すること。
- (6) 施設及び管理者が管理する敷地において、善良な風俗又は秩序を害する行為、その他、施設及び管理者が管理する敷地の維持又は管理・運営に支障を来すと認められる行為をしないこと。
※ 利用者が、本利用規則に記載されている事項及び施設利用等に関する管理者との協議事項等に違反し、損害が発生した場合も、前項と同様に損害を賠償していただきます。
- (7) 法令の規制を超える音量を出す、騒音・振動・光・異臭を発する、路上駐車をする等、近隣の迷惑となる行為をしないこと。
- (8) 施設構内での喫煙は、定められた喫煙所のみで行うこと。
- (9) 施設を善良なる管理者の注意をもって管理すること。また、施設の利用にあたり、物品・展示品・金品等貴重品の管理責任は利用者が負うこと。
※ 施設の利用に伴う人身事故、物品・展示品・金品等貴重品の盗難・破損事故等、施設利用に伴う全ての事故の責任は利用者が負うものとします。管理者は、管理者に故意又は重大な過失が無い限り、一切の責任を負いません。
- (10) 管理者と連絡・調整を図りつつ、本利用規則に従って施設とその周辺に対する諸配慮、来場車両の整理、作業員等関係者の管理・監督を行うこと。
- (11) 管理者に著作権等（著作者人格権、著作隣接権を含む）が帰属する画像等の著作物を使用する場合、管理者及び著作物の権利者の書面による事前承諾を得ること。
- (12) 施設保全や緊急点検等による、管理者及び関係会社の社員の施設内への立ち入りを了承すること。

10. 注意事項

(1) 物の設置

- ① 設置物がある場合には事前に相談の上、避難通路を確保してください。
※ 脚立・クレーンカメラは使用を禁止します。
レール・ドリー・台車等は、人が乗らないものに限りです。
立ち馬は1.5m以下とし、補助者を配置してください。
- ② テントや看板等を設置するときは、ウエイト等により転倒防止、強風対策をしてください。
- ③ 看板やのぼり等を設置するときは、数量及び設置場所並びに掲出内容を事前に提出してください。
- ④ 照明器具や樹木等に看板等の物品を取り付けしないでください。
- ⑤ 鉄柵等を施設構造物へ固定するときは、養生を行い、施設の汚破損防止に努めてください。
※ 重量や高さのあるもの等、施設構造物に過大な力を与えるものは固定できません。
- ⑥ 床・壁・柱・天井・扉・ガラス等の施設設備について、特別の設備の付設又は変更、釘打ち・削り・張り付け（テープ類や接着剤）・塗装等の直接工作を行わないでください。
- ⑦ 設置物で床面等を損壊しないよう必要な養生をしてください。
- ⑧ 重量物等を設置するときは、荷重分散措置を講じる等、床石の破損を防止してください。
- ⑨ 金属面を床石に直接設置するときは、錆汚れ防止の養生をしてください。
- ⑩ ケーブル類を敷設するときは、テープ類の糊残りがないようにしてください。
- ⑪ 管理者の承諾を得ずに施設内の設備・備品を移動しないでください。
- ⑫ 看板類を設置するときは、既設のサインや案内表示を隠さないでください。

(2) 警備員・誘導員の配置

- ① 警備員及び誘導員等を適切に配置し、参加者及び一般来場者の事故防止に努めてください。
ムービー撮影は、原則として管理者手配の警備員を配置していただきます。警備費用は、利用者に請求いたします。
- ② 車両進入があるときは、警備員等の誘導員を配置してください。
- ③ 設置物等により歩行者の通行に影響を及ぼす可能性があるときは、警備員等の誘導員を配置し、歩行者の動線を確保してください。
- ④ 複数日にわたりテント・看板・ステージ・機材・物品等を設置するときは、夜間に警備員を配置して、安全管理・事故防止に努めてください。

(3) 清掃

- ① 撮影終了後の清掃は利用者にて行ってください。
※ 管理者は、有料にて清掃を承ります。
※ 利用終了後に清掃の不十分な点がある場合は、管理者にて清掃し、その費用は利用者に請求いたします。
- ② 撮影により持ち込まれたゴミは、利用者の責任により適切に処分してください。
※ 管理者は、有料にてゴミ処理を承ります。
※ 利用終了後にゴミ等の残存物があるときは、管理者にて処分し、その費用は利用者に請求いたします。

(4) 車両の乗り入れ

- ① 搬入出等による車両の乗り入れは、必要最小限の台数としてください。車両制限は以下のとおりです。

車両制限

| 場所 | 車両重量 | 高さ | 備考 |
|----------------|-----------|---------|---------------|
| プラザ広場 | 2t 以下の車両 | 3.8m以下 | 車両総重量 5t 未満 |
| 国立大ホールテラス | 4 t 以下の車両 | 3.8m以下 | 車両総重量 8 t 未満 |
| 臨港パーク（床面石） | 4 t 以下の車両 | 3.8m以下 | 車両総重量 8t 未満 |
| 臨港パーク（床面土又は芝生） | 原則車両進入禁止 | | |
| オーシャンパティオ | 2 t 以下の車両 | 2.3m 以下 | 車両総重量 3.5t 未満 |

※ 排水溝の上部等、破損の恐れがある箇所は養生してください。

- ② 利用者が警備員等の誘導員を配置して管理し、関係者以外の車両の誤進入を防止してください。
- ③ 通行する車両は、利用者発行の車両証を明示し、ハザードランプを点灯しながら徐行させてください。
- ④ キッチンカーや物品販売車両等を使用する撮影については、撮影関係車両であることが分かる表示の掲出等を行ってください。

(5) 電気・水道の利用

① 電気

- ・ 原則として、利用者にて発電機等をご用意ください。
- ・ プラザ広場、オーシャンパティオには、イベント電源盤があります。

イベント電源盤詳細

| 場所 | 電圧（1ヶ所あたり） | 電流 | 電力量（1ヶ所あたり） | 総電力量 |
|-----------|-------------|------|-------------|------|
| プラザ広場 | 単相 3 線 100V | 100A | 20Kw | 40Kw |
| | 三相 200V | 150A | 30Kw | 60Kw |
| オーシャンパティオ | 単相 3 線 100V | 100A | 6Kw | 12Kw |

※ 一次側電気工事は、管理者の指定業者（電気工事オペレーショングループ）に発注いただきます。工事費用は、利用者に請求いたします。

※ 電気使用料は、利用者に請求いたします。

② 水道

- ・ 各所に散水栓や給水設備があります。ホース等は利用者にてご用意ください。
- ・ 管理者が計量できるよう、利用者にて給水メーターを取り付けてください。
- ・ 水道使用料は、利用者に請求いたします。

(6) 危険物の持込

気体、液体及び固体の燃料により火気を使用することは、原則としてできません。

ただし、撮影で必要不可欠な場合に限り、横浜市火災予防条例等に基づく安全対策（10 型（薬剤料 3.0Kg）消火器の配置や十分な動線確保等）や届出等を行うことを条件として、必要最小限の使用を許可いたします。詳細は、管理者へお問い合わせください。

(7) 音・振動・光の発生

- ① 一般来場者の利用や他のイベント、周辺地域・施設等に不都合・支障が生じる音・振動・光を発生させないでください。
- ② 近隣住民、他施設の利用者等への配慮から、早朝及び深夜に音・振動・光を発生させることはできません。
- ③ スピーカーによって拡声させる時は、事前にスピーカーの定格入力（ワット数）等を報告してください。法令の規制を超える音量を発生させないでください。
- ④ ワイヤレスマイクを利用するときは、事前に周波数をお知らせください。周波数帯によっては、ワイヤレスマイクを使用できない場合があります。
- ⑤ 事前に周辺施設や近隣住民へ周知するとともに、撮影当日は問い合わせに対する専任窓口を設置し、その対応内容を管理者に報告してください。

(8) 原状回復

- ① 施設利用終了時は、利用施設を原状回復し、管理者の確認を受けてください。利用許可の取消や利用中に利用の制限又は停止を受けた場合も同様とします。
- ② 敷石の破損や芝生の損傷等、施設・設備に汚損等を生じていたときは、利用者の責任において原状回復していただきます。
- ③ 利用終了後に汚損等が発見されたときは、管理者にて原状回復し、その費用は利用者に請求いたします。

(9) 緊急対応

- ① 施設利用中及び準備・撤去中は、本利用規則、「緊急対応ガイド」（別冊）等に従い、管理者と連絡・調整を図りながら、火災と事故防止に努めてください。また、利用者側においても自衛消防隊を組織し、有事の際に組織的に行動できるように備えてください。
- ② 急病人・けが人が発生した場合に備え、応急救護・救急車の要請・誘導方法等について予め管理者と打ち合わせをしてください。
- ③ 火災や天災（地震・洪水・津波・落雷等）が発生した場合は、管理者と連携し、通報連絡・避難誘導・初期消火を行ってください。
- ④ 急病人・けが人・事故・事件等が発生した場合は、管理者へ連絡するとともに、管理者の指示に従って、安全確保を行ってください。また、事故発生の場合は利用者の責任において、関係行政機関へ連絡してください。

(10) その他

- ① ドローン撮影を行う場合は、国土交通省・海上保安庁・警察・横浜市への届出が必要です。
- ② 大規模な撮影にあたっては、警察への相談が必要となる可能性がありますので、管理者へご確認ください。警察への相談内容は、管理者までお知らせください。
- ③ 警察・消防との連携が必要な場合があるため、皇室関係者・政府関係者（大臣等）・地方自治体関係者（県知事・市長）等その他警察で指定する要警護対象者の来場が予定されている場合は、事前に管理者までお知らせください。

附則 この規則は、予告なく変更する場合がございます。

パシフィコ横浜

株式会社横浜国際平和会議場

〒220-0012 横浜市西区みなとみらい 1-1-1

TEL 総合案内 045-221-2155

<https://www.pacifico.co.jp>

2023.02